

## 地域活動賞表彰要綱

(目的)

第1条 住民の組織する団体等（以下「自治組織」という。）が実施する自主的な地域活動を表彰し、その功績をたたえるとともに、地域活動に対する社会的な評価を高め、もって住民主体による地域社会づくりを奨励することを目的とする。

(自治組織の意義)

第2条 この要綱において、住民の組織する団体等は一定地域において自主的に個人及び世帯を構成主体として設置され、地域性及び共通目標をもった開放的な組織体をいう。

(表彰の範囲)

第3条 表彰の範囲は次の各号に該当する活動とする。

- (1) 生活環境の整備・向上に関する活動
- (2) 保健・衛生に関する活動
- (3) 地域福祉の向上に関する活動
- (4) 住民の生活の安全・安心を高める活動
- (5) 社会教育に関する活動
- (6) 自治組織の運営
- (7) その他表彰に値すると認められる活動

(被表彰団体の決定)

第4条 被表彰団体は、区長等の推せんに基づき、市長が決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び副賞を授与して行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は原則として年1回とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、昭和51年10月1日から実施する。

(附則)

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。